

平成 21 年 11 月 27 日

## 回 答 書

特定非営利法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清水 巖 殿

株 式 会 社 レ ッ ク  
代表取締役 高 橋

Tel:079-562-0909 / Fax:079-562-1172



拝啓

当社は、当社ファクトレック 21 会員・入会契約約款（会員会則）（以下「本件約款」といいます。）に関する貴法人からの平成 21 年 10 月 27 日付申入書（以下「貴翰」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

敬具

記

### 第 1 約款における中途解約条項について

本件約款第 9 条が中途解約事由を限定しており、消費者契約法第 10 条に反し無効とのご指摘の点ですが、かかるご指摘の前提として、貴法人は、本件約款に基づく当社と会員様との間の契約（以下「本契約」といいます。）が、「請負、準委任あるいはこれらに類する無名契約」と述べておられますところ、本契約は、当社が冠婚葬祭や病院、レストラン等に関わる業者との提携により、当社の責任において会員様に対して割引サービスを提供するものであり、請負契約（民法第 632 条）のように仕事の「完成」が予定されているわけではなく、また、準委任契約（民法第 656 条）のように法律行為ではない事務の委託を受ける性質のものでもありません。

本契約は、あくまで、当社が会員様に対して、冠婚葬祭その他に関するサービスを割引利用できる権利を会員権としてお渡しするものであり、会員権という権利の「売買契約」としての法的性質を有するものと理解されます。

ご高承のとおり、「売買契約」につきましては、民法上、債務不履行及び環

疵担保責任に基づく解除の場合を除き、一般的に中途解約を認める規定は存在せず、かかる民法上の原則に照らして、中途解約を許容する本件約款第9条が、解約事由に制限あることをもって、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」とのご指摘は当たらないものと思料しております。

また、貴法人は、会員様が冠婚葬祭においてサービスの提供を受けるかどうか将来の偶発的な事情に左右されることも中途解約の制限が不合理であることの根拠として指摘されています。しかしながら、パンフレットにも明記しておりますとおり、本契約は、冠婚葬祭の互助会システムとは全く異なるものであり、会員様が本契約に基づき利用できる割引サービスは、会員様ご自身の冠婚葬祭での割引サービスに限られるわけではなく、日常のご使用が可能なサービスとして、レンタル衣装、ご旅行、小物レンタル、写真、人間ドック、入退院時のご送迎サービス、節句人形等のレンタル、各種ギフト用品、ご飲食、仕出し料理等を取り揃えております。これらのサービスにつきましては、会員様からも大変ご好評をいただいているところであって、本契約は、貴翰においてご指摘されているように、「サービスの提供を受けるかどうか将来の偶発的な事情に左右される」性質の契約でもございません。

このように、本契約は、売買契約として、本来、中途解約は予定されないものであるところ、会員様の利益に資するべく、買い戻しという形で中途解約を承認させていただいているのが本件約款第9条であり、消費者契約法第10条により無効とのご指摘は当たらないものと考えております。

もともと、当社は、消費者保護制度の趣旨をさらに汲み取るべく、現在、契約約款の改訂作業を行っているところであり、ご指摘の解約事由につきましては、限定を設けることなく、会員様のお申し出による中途解約を定める方向で検討しております。

## 第2 中途解約における控除額について

次に、「貴社の条項では、解約時に控除する金額が入会金の50%というのであって、極めて高額であるといえ、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、消費者契約法第9条第1号に反するものと考えられます。」とのご指摘の点についてですが、当社としましては、前述のとおり、本契約は、売買契約として、本来、中途解約が予定されていない契約であるところ、買い戻しという形で中途解約を承認させていただいているとの理解にあり、本件約款第9条は、損害賠償額の予定あるいは違約

金の定めを規定するものではないと考えております。

もっとも、解約時の返金につきましては、今般、貴翰において、当社の冠婚葬祭サービスを全く受けずに中途解約した場合の結果が不合理であるとのこと指摘をいただいているところであり、当社としましては、かかるご指摘を踏まえるとともに、消費者保護制度の趣旨をさらに汲み取るべく、現在、サービスを全く受けられずに解約される会員様の利益に意を払いつつ、解約時の返金額に関しても契約約款の改訂作業を行う予定でございます。

以上